

法人税 (研究開発・設備投資) 関係 説 明 資 料

目

次

1 . 「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理(抄)	1
2 . 研究開発、設備投資税制に関する主な税制改正要望	2
3 . 主要国の主な研究開発関連税制の比較	3
4 . 研究開発費支出額の産業別研究費	4
5 . 研究開発費の多い産業の特定目的別研究費支出額の構成比	5
6 . 研究開発促進税制の比較	6
7 . 米国の研究開発費総額の推移	7
8 . 研究開発投資減税とIT投資減税の経済効果(試算)	8
9 . 日・米・英における適格試験研究費の範囲	9
10 . 我が国国内法人の設備投資額等の推移	10
11 . 設備投資行動に関する意識調査結果について	11
12 . IT投資の経済効果	13
13 . 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について(抄)	14

「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理（抄）

～ 総理指示 5 項目を中心に「対話集会」を踏まえて～

3 . 研究開発減税・投資減税

(3) 他方、「基本方針」においては、「わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21 世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である」、その一環として、「政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである」とされている。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」においても、重点 4 分野（バイオ、IT、環境、ナノテク）など戦略分野に政策措置の選択と集中を行うとの考え方が示されている。

(4) これらを踏まえ、既存の租税特別措置の統廃合を大胆に進めつつ、真に有効な政策税制を集中・重点的に講じることとする。以下の考え方に基づき、研究開発減税・投資減税の集中について、検討を進める。

研究開発税制

厳しい経済状況の下、研究開発の分野でも合理化、効率化が進められる中で、試験研究費の額が「増加」した場合等に税額控除を行う現行制度が有効に機能しなくなっている面があり、見直す必要がある。このため、英米等の例も参考としつつ、新たな研究開発税制を設ける。

設備投資税制

一般的な投資促進税制は、企業が過剰な設備・債務を抱え、キャッシュフローを借入金の圧縮に充てている中で、設備投資の増加につながるか疑問がある。経済社会の活性化や構造改革のために、真に有効な戦略分野に集中・重点化した投資促進税制を設ける。

研究開発、設備投資税制に関する主な税制改正要望

【研究開発税制】

- 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設
（内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、環境省、国交省）
- 産学連携特別試験研究税額控除制度の創設
（総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、環境省、国交省）
- 試験研究用に供する資産を取得した場合の特別償却制度の創設
（総務省、厚労省、農水省、経産省、環境省、国交省）
- 中小企業技術基盤強化税制の拡充
（総務省、厚労省、経産省）

【設備投資税制】

- I T 投資促進税制の創設（経産省）
- I T ネットワーク化投資促進税制の創設（総務省）
- 試験研究用に供する資産を取得した場合の特別償却制度の創設（再掲）
（総務省、厚労省、農水省、経産省、環境省、国交省）
- 産業活力再生特別措置法における革新的設備に対する税制措置
（警察庁、総務省、厚労省、農水省、経産省、国交省）

主要国の主な研究開発関連税制の比較（未定稿）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
○ 増加試験研究費等の税額控除 適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合(注1)にその比較試験研究費を超える金額の 15% (当期の税額の 12% を限度とする (注2)) の税額控除 中小企業者等は、当期の試験研究費の額の 10%(注3) の税額控除(当期の税額の 15%を限度)	○ 試験研究費の税額控除 当期の試験研究費のうち基準額 (注4) を超える額の 20%を税額控除 上記に代えて、[当期の試験研究費 / 直前4 課税年度の平均総収入]の比率に応じて、試験研究費の 2.65% ~ 3.75% の税額控除を選択することができる(注5) (別紙参照) 試験研究費の一部である大学や科学研究機関等への基礎研究費支払額については、一定額を控除の上、20%を税額控除可能 (2004 年 6 月までの措置)	○ 試験研究設備等特別償却 - 研究開発用の建物や機械・設備等(土地を除く。)の購入費用の初年度 100%償却 ○ 試験研究費の損金算入の特例 - 適格試験研究費を年 25,000 ポンド (468 万円) 以上支出した中小法人は、その 150% (大法人は 125%) を損金算入 1 ポンド = 187 円で換算	税制上の研究開発関連特別措置は、存在しない。	○ 増加試験研究費の税額控除制度 過去 2 年間の試験研究費の平均(消費者物価上昇率に従い再評価後のもの)に対する当期の試験研究費増加額の 50%を税額控除

(注) 1 . 前期、前々期の試験研究費の額を超える場合に限る。なお、比較試験研究費とは、適用年度の開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額のうち多い方から 3 期分の平均額をいう。

2 . 特別試験研究費(国内や国外の試験研究機関との共同研究等に係る費用をいう。)の額がある場合には、その支出額の 15%を加算した金額と当期の税額の 14% のいずれか少ない金額を限度とする。

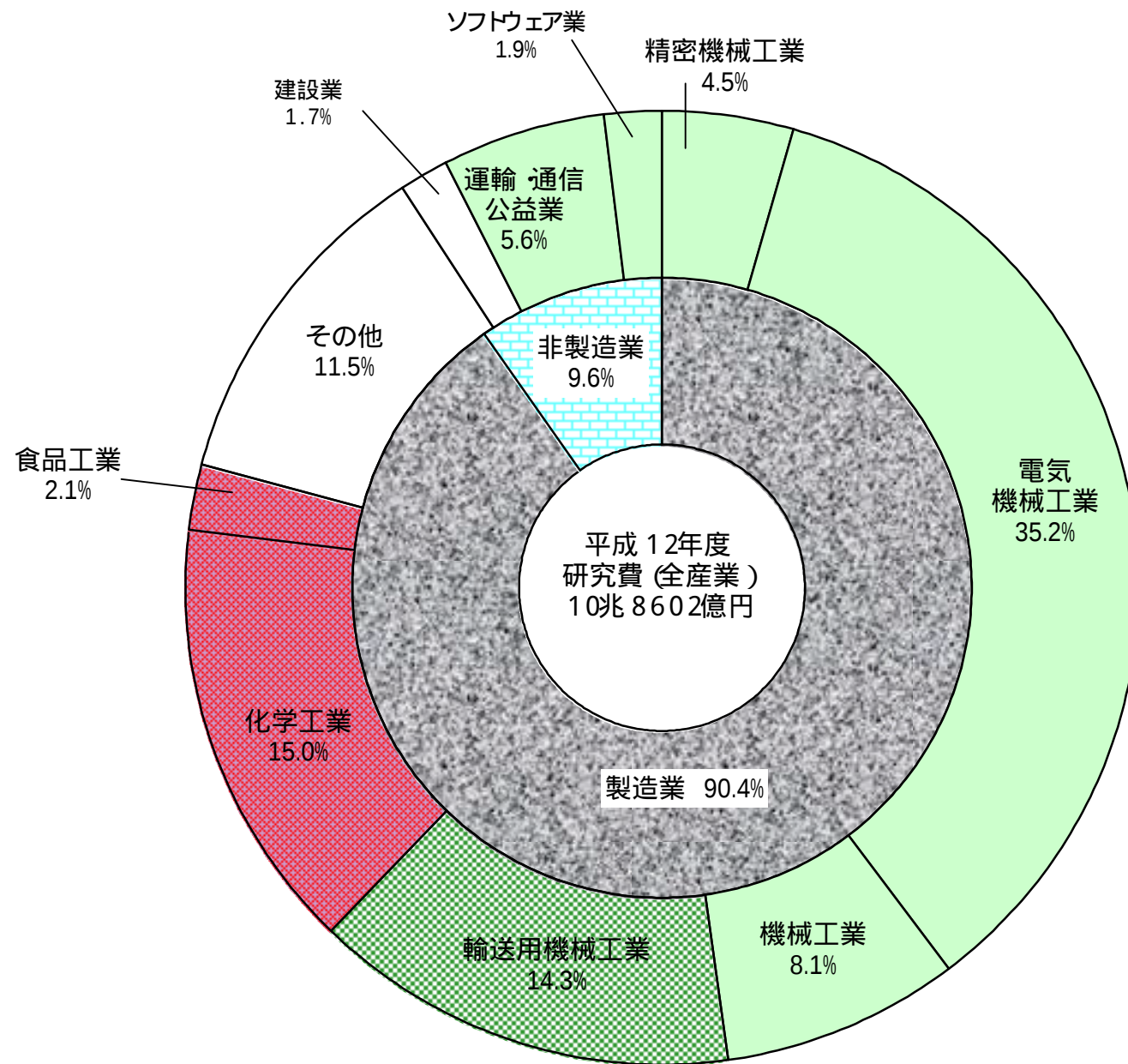
3 . 平成 10 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については、経済対策として、税額控除率が上乘せ (6% → 10%) されている。

4 . 基準額 = 直前 4 課税年度平均年間総収入 $\times \frac{84 \sim 88 \text{ 年の試験研究費}}{84 \sim 88 \text{ 年の総収入}}$

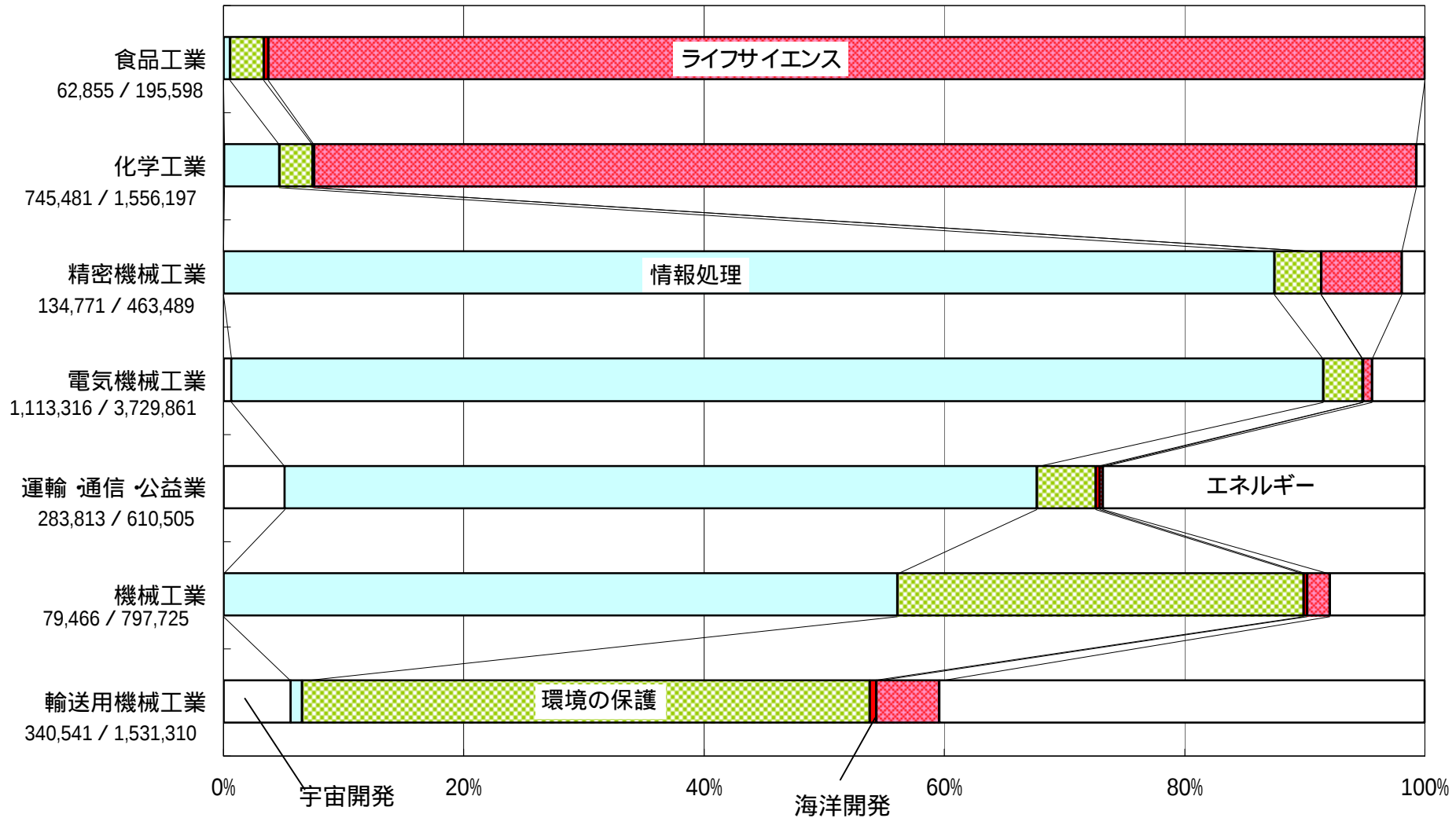
5 . この選択は継続適用が要求される。また、1996 年以降の最初の課税年度にこの選択を行わない場合、その後の年度において選択することはできない。

6 . 研究開発関連税制による減収額については、米国 : 33.1 億ドル (2000 年度、上記措置のほか会計上の償却方法の選択に基づく減収分 16.8 億ドルを含む。) 、英国 : 5.5 億ポンド (平年度化後・2003 年度見込み) とされている。英国については、試験研究設備等特別償却によるものを含まない。

研究開発費支出額の産業別研究費



研究開発費の多い産業の特定目的別研究費支出額の構成比



(注) 1.業種の下に数字は、特定目的への研究費支出額(左)、研究費支出額総額(右)(いずれも百万円)である。
2.資本金1億円以上の法人が対象である。

(備考) 平成13年「科学技術研究調査報告」(総務省)による。

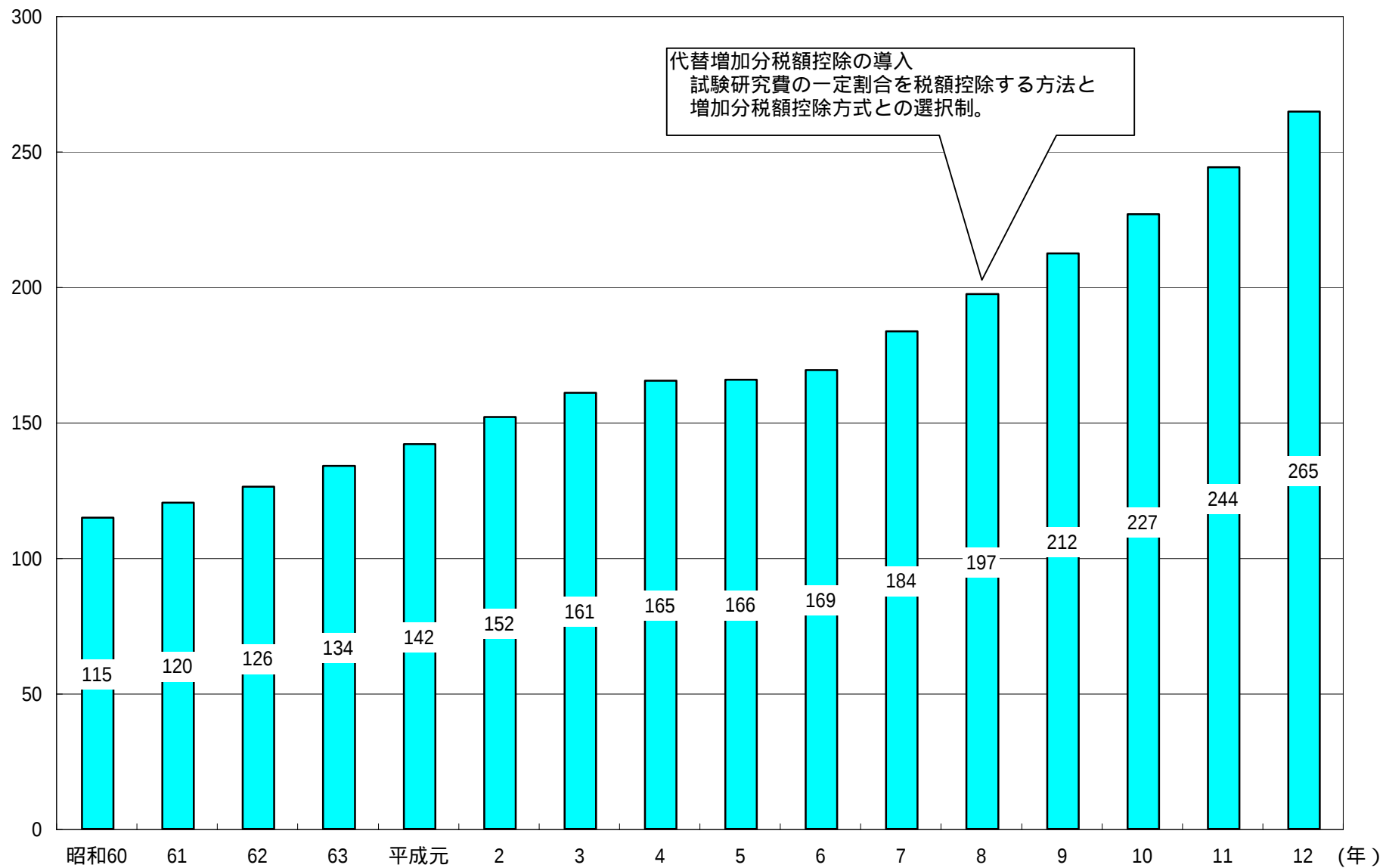
研究開発促進税制の比較

総額ベース控除方式（米国）	増加分ベース控除方式（日本）
・ 誘発額が大きい ・ 政府負担額が多い ・ 制度が簡素 ・ 新たに追加的に行う研究開発だけではなく、仮に控除制度がなくても企業が実施したであろう研究開発分に対しても補助することになる	・ 効果が低い ・ 政府コストが小さい ・ 増加分を算出する基準の設定が問題 ・ 負のインセンティブが存在する（今年度に基準額より多い額の研究開発支出を行った場合、翌年度の基準額が上昇するため、翌年度以降の支出額の増加を抑制する要因となる。そのため、長期的な研究開発投資の増加につながらないおそれ）

「政策効果分析レポート No12 海外諸国における経済活性化税制の事例について」（平成 14 年 8 月 内閣府）

米国の研究開発費総額の推移

(単位：10億ドル)



(注) 1. 人文・社会科学を含めている。

2. 12年は暫定値である。

(備考) 文部科学省「平成14年度版 科学技術白書」より作成。

研究開発投資減税とＩＴ投資減税の経済効果（試算）

両政策減税の短期及び中期の効果について一定の仮定をおいて試算を行ったもの。

１．短期・中期の両面から見た経済効果

短期効果（需要サイドの効果）

研究開発やＩＴ投資の実施に伴う機械、装置、器具、備品の購入や人材雇用等による需要創出効果。

特に、例えば電子部品や精密機械のような先端技術分野への波及が大きいと考えられる。

中期効果

知的ストックやＩＴ装備の拡大により、付加価値の高い新商品や新サービス、新ビジネスモデル等が創出される。これにより、我が国産業の国際競争力が強化される。

一方、魅力的な新商品や新サービス等の登場が、消費を喚起し、新たな市場を生み出す。

これにより、新商品や新サービスの生産や販売等に従事する雇用が創出される。

２．研究開発投資とＩＴ投資の経済効果性格の相違

研究開発投資減税は、短期効果はＩＴ投資減税に比べ低いものの、新商品の開発を促進し、市場のフロンティアが次第に拡大することにより、効果は長期に渡って拡大する。また、研究開発は外部効果（スピル・オーバー効果）を持つことから市場に任せると過少投資となるが、税制措置によりこれを補正し、社会的に望ましい水準の投資を長期に渡り確保することが可能になる。

一方、ＩＴ投資減税については、需要創出と新しいビジネスモデル・新商品の創出による供給サイドの競争力強化の両面で短期効果は大きく、比較的早い時期に効果は漸減する。

		研究開発投資 (6,000 億円/年減税ケース)	ＩＴ投資 (5,000 億円/年減税ケース)
短期効果 (1 年目)	売上増額	1.2 ～ 1.9 兆円	2.0 兆円
	GDP 増加	0.7 ～ 1.0 兆円	1.1 兆円
中期効果 (3 年目累積)	売上増額	2.8 兆円	8.0 兆円
	GDP 増加	1.5 兆円	4.3 兆円
	雇用創出	19 万人	56 万人
	ピーク時期	10 年前後	3 年前後

１）研究開発投資については、10 年間制度を継続した場合、10 年目で 3.2 兆の GDP 押し上げ効果あり。

２）短期効果は減税に伴う投資誘発弾性値と生産波及効果（産業連関表）を用いた分析。
中期効果は需要と供給の両面を勘案したモデル分析。

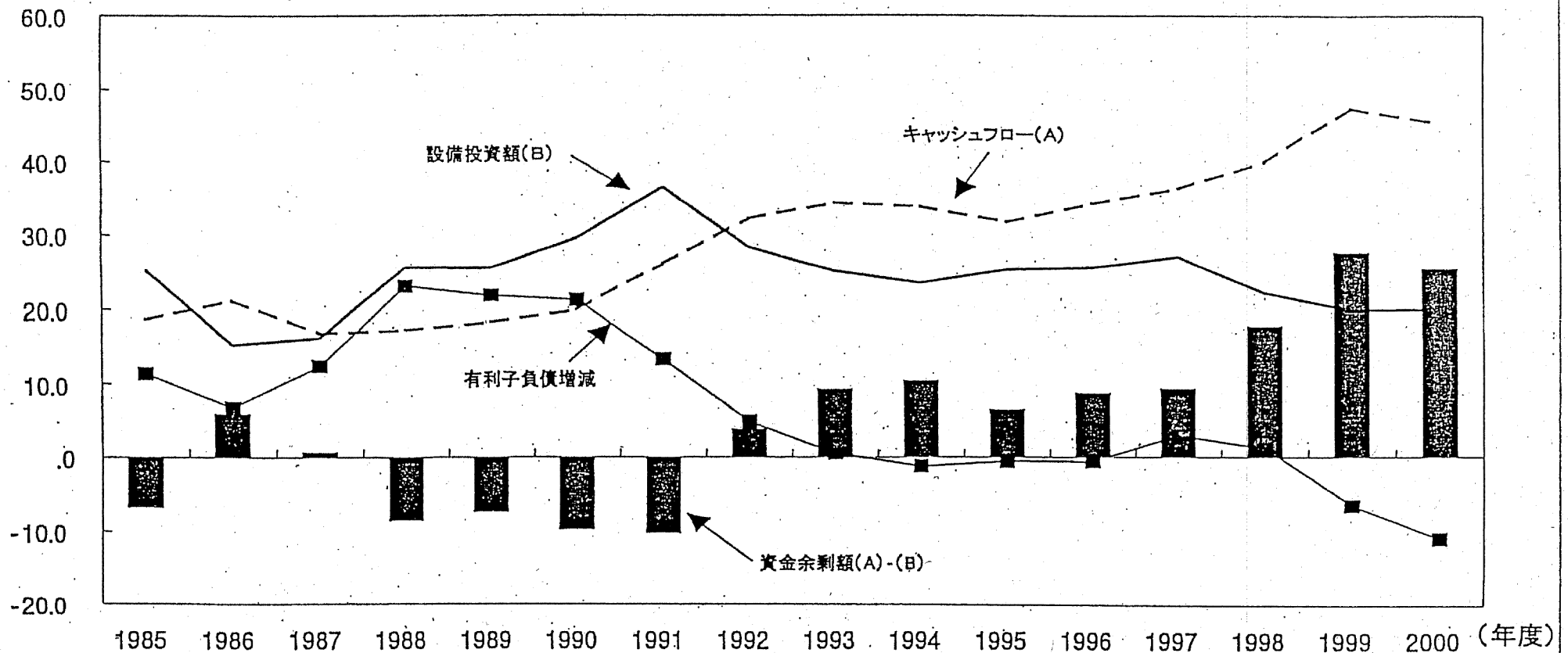
３）減税の想定は経済産業省の要望ベース。

日・米・英における適格試験研究費の範囲

	日 本	米 国	英 国
主な定義	製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費等であること。	① 本質的な技術に関する情報を発見すること、かつ新規又は改善事業の開発に役立てることを目的としていること。 ② 実質的に当該事業の全てが、新機能若しくは改善機能、性能、信頼性、又は品質に関連する実験過程の一部であること。	① 企業が自ら行う研究開発に関連する支出若しくは中小企業が自らの事業のために行う研究開発に関連する支出であること。 ② 当該支出の関連する研究開発の結果として生み出される知的財産が当該企業に帰属するものであること。
対象となる主体	青色申告書を提出する個人及び法人が対象となり、公益法人及び人格のない社団等で収益事業を行うものや外国法人も対象となる。	個人、法人及びパートナーシップとも対象となる。	法人のみが対象となり、個人及びパートナーシップは対象とならない。
対象業種	限定なし。	限定なし。	限定なし。
海外への支出	国内において支出されることを要しない。	原則として、国内において支出されることが必要。	国内において支出されることを要しない。
委託研究費	認められる。	原則として、65%の算入割合で認められる。	- 中小企業においては、原則認められる。 - 大企業においては、原則認められない。
人件費	専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。	研究開発に従事する者、直接的な監督又は直接的な補助を行う者に対して支払われる賃金は、認められる。	研究開発に直接従事する者に対して支払われる賃金は、認められる。
商品開発段階	認められる。	認められる。	認められる。
商品開発後	商品の開発・生産後の研究については、認められない。	商品の開発・生産後の研究については、認められない。	商品の開発・生産後の研究については、認められない。

我が国国内法人の設備投資額等の推移

(兆円)



データ:財務省「法人企業統計年報」、資本金10億円以上の全産業が対象。

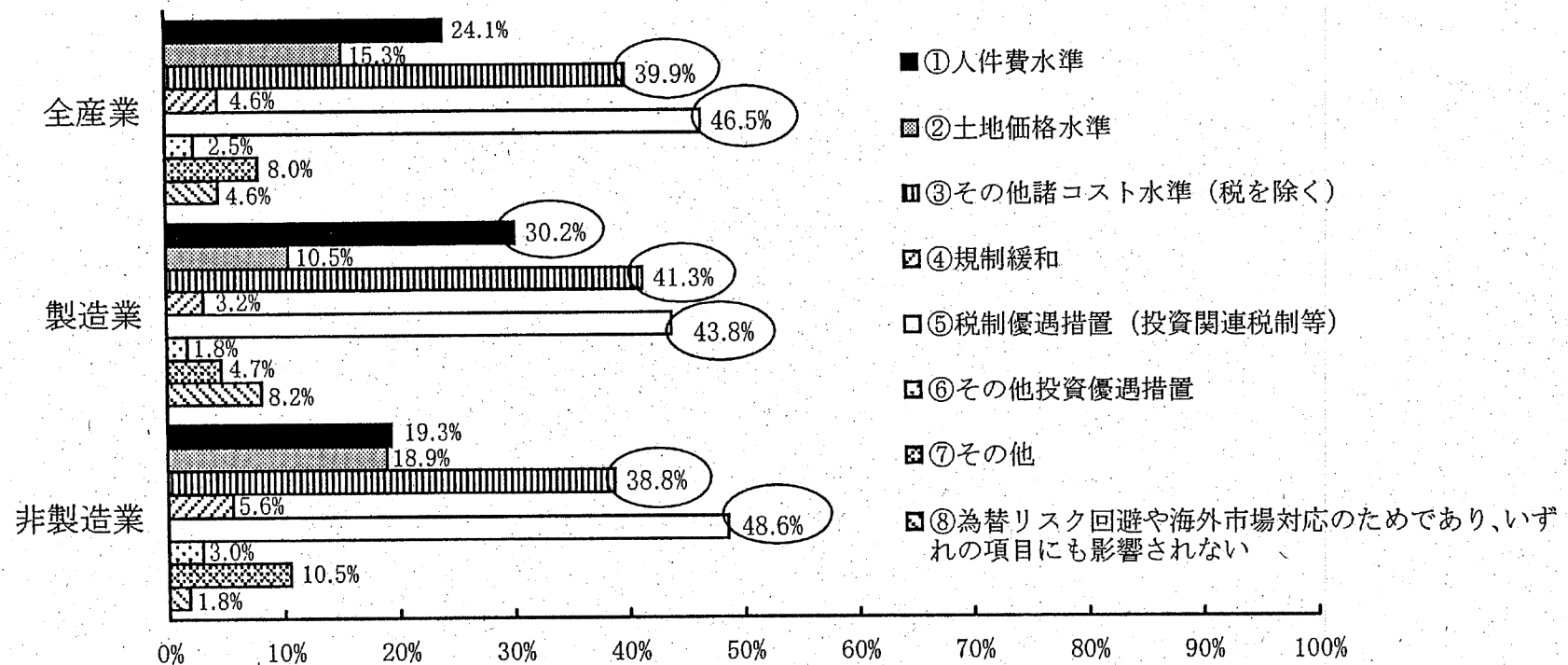
設備投資額は、有形固定資産のうち土地を除く部分の前年比増減額。有利子負債は短期・長期借入金＋社債。

平成14年3月13日開催「経済活性化のための企業税制に関する研究会」提出資料（経済産業省作成）

設備投資行動に関する意識調査結果について

1. 国内投資が促進される条件（複数回答可、2つまで）

投資採算以外の要因が投資抑制に影響している場合、国内投資の促進につながる条件改善としては、「税制優遇措置（投資関連税制等）」が46.5%、「その他諸コスト水準（税を除く）」が39.9%。

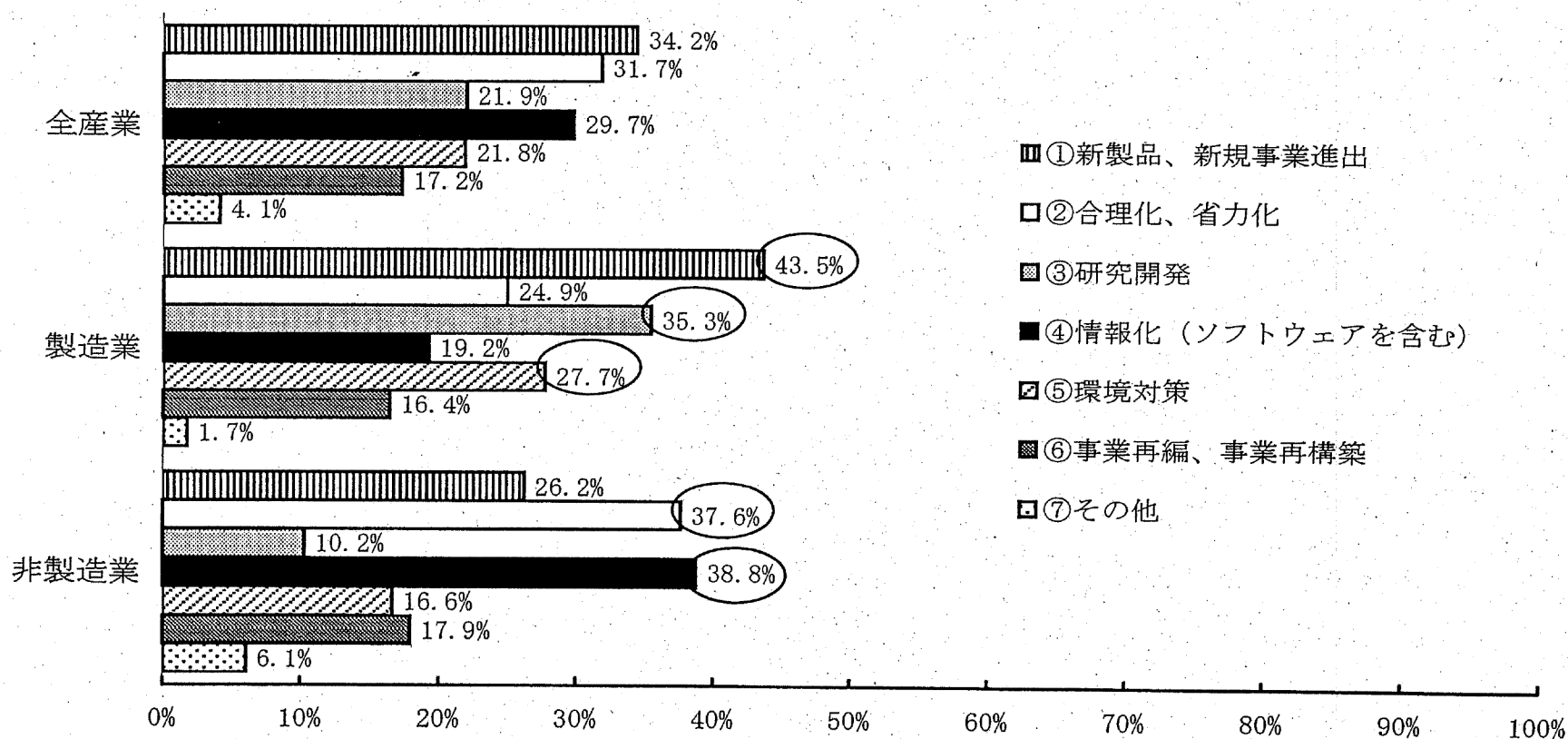


注：複数回答のため合計は100%とならない
景気情勢や自社の施策等を除く

2. 別枠として取扱う投資の内容（複数回答可、2つまで）

戦略的な観点等から「別枠として優先している」投資がある企業は、全産業で82.8%。

別枠的投資の内容は、製造業では「新製品、新規事業進出」が43.5%、「研究開発」が35.3%、非製造業では「情報化（ソフトウェアを含む）」が38.8%、「合理化、省力化」が37.6%。



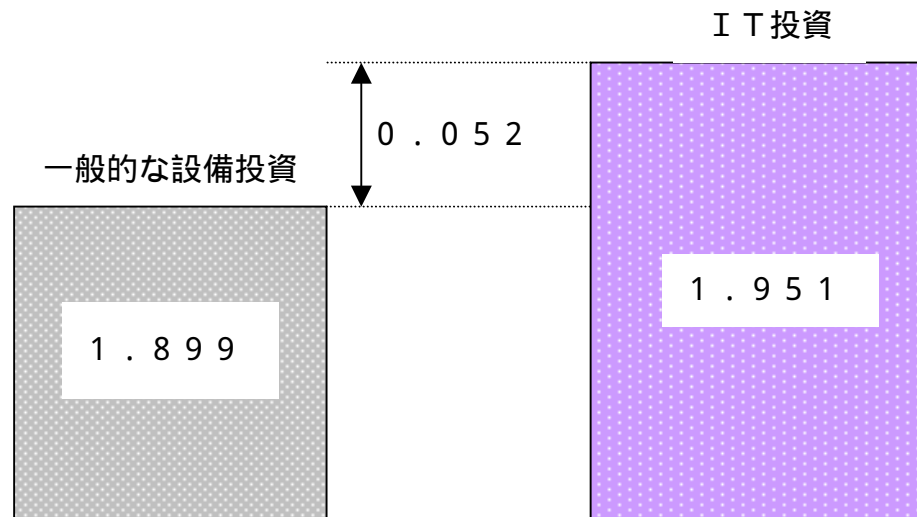
注：複数回答のため合計は100%とまらない

（備考）資料は、「2002年8月 設備投資行動に関する意識調査結果」（日本政策投資銀行調査部）による。

本調査は、2002年8月10日時点における日本政策投資銀行調査部の設備投資計画調査の対象企業（資本金10億円以上）3,566社のうち回答があった1,971社からの調査結果に基づくものである。

IT投資の経済効果

(1) 短期的な需要創出効果（生産誘発係数）



データ：1999年産業連関表

(2) 情報化ストックの経済成長への寄与

寄与度	
95～00年	
IT資本	1.13
一般資本（ITを除く資本）	0.93
労働	▲0.41
その他	▲0.22
経済成長率（全体）	1.43

（平成14年情報通信白書）

情報化投資の増加は、パソコンや携帯電話等の情報通信機器の生産を拡大するとともに、それらを利用した通信サービスへの需要を高めるなど、情報通信産業の活性化に寄与することはもちろん、情報通信産業における生産、サービスの提供に当たって必要な部品生産を拡大させるなど、情報通信以外の産業にも大きな経済的影響を及ぼすものと考えられる。（平成14年情報通信白書）

情報通信資本ストックの増加は、企業における情報共有を促進させるなど、効率的な経営に寄与するとともに、顧客への高付加価値なサービスの提供を実現することによって、経済成長に資するものであると考えられる。（平成14年情報通信白書）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 2」について（抄）

平成 1 4 年 6 月 2 5 日

閣 議 決 定

第 2 部 経済活性化戦略

1 . 経済活性化戦略の基本的考え方

（経済活性化に向けて取るべき戦略）

（略）

産業競争力を再構築し、もって経済を活性化する戦略として、具体的には人間力、技術力、経営力、産業発掘、地域力、グローバル化といった 6 つの重点課題に着目し、日本の強みを伸ばし、弱みを克服するための戦略を構築する。人間力、技術力、経営力は、産業競争力を強化し、供給力を強化する「成長」戦略である。産業発掘、地域力、グローバル化は、市場を開拓し、我が国の豊富な貯蓄を投資と消費の好循環に向ける「市場創造」戦略である。これら 6 つの戦略の下で具体的な 3 0 のアクションプログラムを実施し、経済を活性化する。

2 . 6 つの戦略、3 0 のアクションプログラム

（ 2 ） 技術力戦略

ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー、環境をはじめとする先端分野で欧米と伍して競争できる技術基盤を強化・保護し、「世界の第 1 走者」たり続けることを目指す。民間主導の原則を踏まえ、民間活力を引き出すために、政府は、府省間の非効率や重複を排除しつつ、技術基盤の強化、制度の見直し等で重要な役割を担う。

（戦略分野への選択と集中）

重点分野ごとの割合が固定化するといったことがないよう、既存プロジェクトの見直しを進め、科学技術予算について、技術の革新性、産業への波及性と発展性、事業実施可能性（民間資金の有無等）を踏まえた戦略により、資源配分する。また、研究開発等にかかる制度整備を図る。

- ・総合科学技術会議は、「平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においてライフサイエンス等の重点 4 分野へのメリハリのある重点化を図る。
- ・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。
- ・関係府省は、財務省との協議の上で、平成 15 年度から科学研究費補助金等の研究開発資金を年度を越える個別の研究開発の進捗に合わせて柔軟に執行できるよう対応する。
- ・試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。

(4) 産業発掘戦略

(略)

(技術革新が拓く 21 世紀の新たな需要)

- ・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー(省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の 4 分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成 14 年に策定し、内閣官房がこれを取りまとめる。
- ・総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成 15 年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GIS の本格的普及、医療や防災等の公共分野における IT 化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。
- ・総務省は、平成 14 年度から、家庭の IT 革命を支える基盤である放送のデジタル化を推進し、家庭から簡便に利用できるテレビ連動型電子商取引等様々な IT ビジネスの創出を促進する。

(ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)

(環境産業の活性化)

等

(略)